

ID: 50

担当部署: 教育委員会 なよろ市立天文台 業務係

処分の概要	観覧料の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	なよろ市立天文台条例 第7条第1項		
例 規 番 号	平成21年条例第27号		
【根拠条文】 (観覧料) 第7条 前条第1号及び第3号から第5号までの観覧施設を利用する場合の観覧料は、別表第1に定める額とする。ただし、観覧料の算出において、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。 2 前項の観覧施設の利用者は、前項の規定による観覧料をあらかじめ市長に納入しなければならない。ただし、市長が特に認めたときは、この限りでない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 8 月 15 日	最 終 変 更 年 月 日	令和 2 年 7 月 1 日